

障害福祉サービス事業所等の
指定更新手続説明会 次第

日時 平成24年6月27日(水)
13時30分～14時30分
場所 埼玉県庁第3庁舎講堂

1 あいさつ

2 議題

- (1) 指定更新の概要
- (2) 指定更新に係る今後のスケジュール
- (3) 指定更新申請書の様式説明

3 質疑応答

《配付資料》

- (1) 次第(本紙)
- (2) 障害福祉サービス事業者等の指定更新事務について
- (3) 指定更新手続きスケジュール
- (4) 指定更新申請書様式及び記入例

障害福祉サービス事業者等の指定更新事務について

障害者自立支援課

障害者自立支援法では、指定を受けた障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設は、6年に1回、指定事務の更新手続きが必要となります。(障害者自立支援法第41条)

このため、障害者自立支援法が施行された平成18年10月から平成19年3月までに指定した事業所については、平成24年度中に指定更新手続きを行う必要があります。

また、平成19年4月及び平成19年5月に指定した事業所について、更新手続きの時期が平成24年度末から平成25年度当初となります。

しかしながら、この時期は、平成25年度の体制届けなど事業所等にとって繁忙な時期と重なることとなります。このため、更新手続きの時期を前倒しして、平成24年12月末までに行うこととします。

《参考》

障害者自立支援法 第41条第1項

第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

指定更新手続きスケジュール

障害者自立支援課

		平成24年度											
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
第1グループ 指定日：10月1日													
		更新申請書作成 ↑ 申請書提出期限 7月31日				10月1日分 指定通知							
		更新申請書作成	更新申請書作成	更新申請書作成	申請書提出期限 9月30日	11月1日分 指定通知	12月1日分 指定通知	1月1日分 指定通知					
第2グループ 指定日：11月1日													
第3グループ 指定日：2月1日													

※第3グループ該当事業所については、平成19年2月1日及び平成19年3月1日が指定日の事業所等が無い。そのため、第3グループに該当する施設は平成19年4月1日及び平成19年5月1日が指定日の事業所等である。

受付番号

指定障害福祉サービス事業所 指定申請書

(宛先) 埼玉県知事

平成 年 月 日

所在地 申請者 名称 代表者 印

障害者自立支援法の規定により、指定障害福祉サービス事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

Application form table with sections for Applicant (申請者) and Business (事業所). Includes fields for name, address, contact info, and business details.

(備考)

- 1 申請する事業所、施設の事業等の種類に応じて、付表を添付してください。
2 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
3 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「公益社団法人」「一般財団法人」「株式会社」等の別を記載してください。
4 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
5 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回の指定の申請をするものについて事業の種類を記載してください。
6 「事業所番号」欄には、埼玉県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合及び他の法律において既に指定を受けている場合は、別紙にそのすべてを記載してください。

Table for applicant details: 申請事務担当者, 氏名, TEL, FAX

別紙1 障害福祉サービス事業等に係る記載事項

指定有効期間満了日	
受付番号	

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 —)			
管理者	連絡先	電話番号		FAX番号	
	フリガナ	(郵便番号 —)			
役員等	氏名	住所			
役員等の氏名、生年月日、及び住所		別紙「役員・管理者名簿」のとおり			
その他					
<p>1 当法人が指定の更新を申請する障害福祉サービスについて、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約します（下記条文参照）。</p> <p>2 指定の更新を受けようとする障害福祉サービスに関する以下の項目について、既に届け出た内容と変更がないことを誓約します。</p> <p>(1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 申請者 所在地</p> <p>(2) 事業所の平面図 名称</p> <p>(3) 管理者、サービス管理責任者</p> <p>(4) 運営規程 代表者職・氏名 印</p> <p>(5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>(6) 協力医療機関</p> <p>(7) 体制届（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書）</p>					

【障害者自立支援法第36条第3項各号の規定】

- 申請者が法人でないとき。
- 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の厚生労働省令で定める基準をみたしていないとき。
- 申請者が、第43条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 (※) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法
- 申請者が、第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
 ※ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの）のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
 ※ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 申請者が、第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第1号までのいずれかに該当する者であるとき。

1 障害福祉サービス事業指定更新申請時の提出書類一覧

※「申請者確認欄」で、添付書類等に漏れないよう確認してください。

様式番号	書類名		備考
		申請者確認欄	
様式第2号	指定障害福祉サービス事業所 指定申請書		
別紙1	障害福祉サービス事業等に係る記載事項		2(1)～(6)について、既に届け出た内容と変更がある場合は、該当項目を二重線で消し、別途該当項目の書類の提出が必要。
別紙2	勤務体制及び勤務形態一覧表		既に届け出た内容(人員配置)と変更がない場合は、記載不要。 ただし、署名・押印が必要。
別紙3	役員・管理者名簿		管理者の記入も必要。
	資産状況(直近の決算書)		

(様式第2号)

受付番号

記入例

指定障害福祉サービス事業所 指定申請書

(宛先) 埼玉県知事

提出日を記入 平成24年 7月 1日

法人代表者印を押印。

法人の住所、名称、代表者の名称を記入。①

申請者 所在地 さいたま市浦和区高砂3-15-1
名称 社会福祉法人 障害者福祉会
代表者 理事長 埼玉 太郎

社会福祉法人代表者印

障害者自立支援法の規定により、指定障害福祉サービス事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申請者	フリガナ	シャカイフクシホウジン ショウガイシャフクシカイ			
	名称	社会福祉法人 障害者福祉会			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 330-9301) 埼玉県 さいたま 郡・市 浦和区高砂3-15-1			
	法人である場合その種別	社会福祉法人	法人所轄庁 埼玉県		
	連絡先 電話番号	048-XXX-0000	FAX番号 048-XXX-0000		
	代表者の職・氏名	職 名 理事長	フリガナ 埼玉県 太郎		
代表者の住所	(郵便番号 330-0000) 埼玉県 〇〇 郡・市 XX町1-1				
指定を受けようとする障害福祉事業所	フリガナ	ケンゴシヨカ イヤフクシホウジンキョウカ			
	名称	県庁障害者福祉サービス事業所			
	事業所の所在地	(郵便番号 330-9301) 埼玉県 さいたま 郡・市 浦和区高砂3-15-1			
同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	付表	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
居宅介護	○	平成24年10月1日	別紙1		
重度訪問介護	○	平成24年10月1日	別紙1		
行動援護	○	平成24年10月1日	別紙1		
実施する事業名を記入。居宅介護を実施する場合は、重度訪問介護も必ず記入すること。		「○」と記入	事業更新予定日を記入		
障害者自立支援法において既に指定を受けている場合	事業等の種類	事業所番号			

必要事項を記入。名称、所在地、代表者氏名は①と一致していること。

株式会社、有限会社、合資会社の場合は記入不要。

必要事項を記入する。別紙1の事業所名称、所在地と一致していること。

(備考)

- 申請する事業所、施設の事業等の種類に応じて、付表を添付してください。
- 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「株式会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回の指定の申請をするものについて事業の種類を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、埼玉県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合及び他の法律において既に指定を受けている場合は、別紙にそのすべてを記載してください。

障害者自立支援法において、既に指定を受けている場合、その事業所番号を記入。

申請事務担当者 氏名 藤谷 太郎
TEL 048-XXX-0000 FAX 048-XXX-0000

申請事務の担当者名と連絡先を記入。

記入例

別紙1 障害福祉サービス事業等に係る記載事項

指定有効期間満了日を記入。

指定有効期間満了日	平成24年9月30日
受付番号	

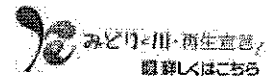
事業所	フリガナ	ケンチョウショウガイシャフクシサービスジギョウシヨ			
	名称	原庁障害者福祉サービス事業所			
	所在地	(郵便番号 —) 埼玉県〇〇市 × 3-15-1	事業所名称、所在地、連絡先を記入。様式第2号の事業所名称、所在地と一致していること。		
連絡先	電話番号	FAX番号			
管理者	フリガナ	ウラワ ジロウ	住所	(郵便番号 —) 埼玉県〇〇市◇〇町4-4	
	氏名	浦和 次郎			
役員等の氏名、生年月日、及び住所		別紙「役員・管理者名簿」のとおり			
その他					
<p>1 当法人が指定の更新を申請する障害福祉サービスについて、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約します(下記条文参照)。</p> <p>2 指定の更新を受けようとする障害福祉サービスに関する以下の項目について、既に届け出た内容と変更がないことを誓約します。</p> <p>(1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>(2) 事業所の平面図</p> <p>(3) 管理者、サービス管理責任者</p> <p>(4) 運営規程</p> <p>(5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>(6) 協力医療機関</p> <p>(7) 体制届(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書)</p>					

【障害者自立支援法第36条第3項各号の規定】

- 申請者が法人でないとき。
- 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の厚生労働省令
- 既に届け出た内容と変更がある場合は、該当項目を二重線で消し、別途当該項目に係る書類の提出が必要。
- 又は執行を受けることがなくなるまでの期間
- 申請者(法人)の所在地、名称、代表者職・氏名を記入。法人代表者印を押印。
- (※) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法
- 申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。、当該指定を取り消された者が法人でない場合には、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
※ただし、当該指定の取消が、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。
- 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
※ただし、当該指定の取消が、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。
- 申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。



初めての方へ サイトマップ 携帯サイト 子どもページ 文字の大きさ 拡大 標準 縮小
英 English 中 文 葡 萄 語 Portuguese 西 語 español 音 声 朗 読 上 げ 背 景 色 の 変 更 白 黒 青



分類でさがす 組織でさがす カレンダーでさがす 検索

検索の方法



- くらし防犯: 生活や食の安全、防災・防犯、県税に関する情報
- 健康福祉: 健康、福祉、医療などに関する情報
- 道路・まちづくり: 道路や河川、リサイクル、景観に関する情報
- しごと産業: 雇用や産業、事業者向けのサービスの情報
- 観光文化・教育: 観光・物産や教育及び文化財に関する情報

県政情報・統計
財政や条例、入札や統計に関する情報

クリックすると該当欄までスクロールします
情報ピックアップ
県庁について
申請・手続・入札・調達
ご意見・住民参加
県の施設の紹介
報道・広報・出版
県政について

緊急情報・災害情報

埼玉県医療機能情報提供システム
各種相談窓口

パパ・ママ応援ショップ(パパ・ママ向けの優待サービス)
さいたま介護ねっと(介護に関する総合サイト)
県立病院
よく見られているページの一覧

申請・届出(様式ダウンロード)
パスポートの申請案内
情報公開
電子入札総合案内
埼玉県の入札・調達
くらしと県税

県政への提案制度
県政出前講座(県職員がご説明にうかがいます)
地域貢献・社会参加
県政サポーター募集中

災害廃棄物(木くず)の岩手県からの受入れについて
狭山茶の安全の確保について
放射性物質に関する検査結果(大気、水道、食品)
放射線の影響に関するQ&A
放射性物質に関する相談窓口(健康が心配な方、妊娠中や乳児をお持ちの保護者の方)
被災地への支援(ボランティア、義援金、救援物資)
避難されている方へ(住宅支援等相談窓口)
東日本大震災に対する知事メッセージ(震災一周年に当たって)
埼玉県営水道におけるホルムアルデヒド検出結果について

放射性物質等への対応

放射性物質等への対応
 県内の天然ナマズから基準値を超える放射性セシウムが検出されています。(5月11日)
 ・大気、ちり・雨水、水道水、茶、食品などの検査結果をお知らせします。
 ・本県における放射線の影響に関するQ&Aを掲載しています。
 ・健康が心配な方や、妊娠中、小さな子どもをお持ちの方の相談窓口を紹介いたします。

東日本大震災復興支援情報

東日本大震災復興支援情報
 県からの復興支援に関する情報をまとめて提供しています。
復興支援相談窓口はこちらです

狭山茶ブランドアップキャンペーンを実施します(生産振興課)
 2012夏休み特別企画のお知らせ(環境科学国際センター)
 「彩の国優良ブランド品」の申請受付中です！(観光課)

知事の部屋
記者会見中継・知事ブログ
知事への様子

知の太鼓
知事への様子

魅力満点!彩の国
埼玉県の魅力を紹介します

サイトマどうが
埼玉県の魅力を紹介します

公開情報サイト
公開情報サイト

LOVE bicycle SAITAMA

報道・広報・出版
 報道発表・テレビ・ラジオ番組・
 広報紙「彩の国だより」・メール
 マガジンなど

県 埼玉 f t

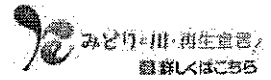
県政ニコース

埼玉県 広報テレビ番組

県報
 条例・規則
 主要計画
 財政・IR情報
 彩の国統計情報館
 県内市町村情報



初めての方へ サイトマップ 携帯サイト こどもページ 文字の大きさ 拡大 標準 白 黒 青



分類でさがす 組織でさがす カレンダーでさがす 検索

検索の方法



トップページ > 分類でさがす > 健康・福祉

健康・福祉

新着情報

- 2012年6月26日更新 [県内の結婚支援事業](#)
- 2012年6月26日更新 [パパ・ママ応援ショップ\(子育て家庭への優待制度\)](#)
- 2012年6月22日更新 [心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター作品募集\(募集期間:9月7日\(金曜日\)まで\)](#)
- 2012年6月22日更新 [感染症情報センター](#)
- 2012年6月20日更新 [平成23年度埼玉県病院事業会計決算の概要について](#)

[新着情報の一覧を見る](#)

事業PR



関連リンク

[埼玉県ボランティア・市民活動センター](#)
[財団法人 介護労働安定センター 埼玉支部](#)

健康・医療

[医療政策](#)
[感染症・衛生](#)
[医薬・薬物](#)
[病院・医療機関](#)
[健康づくり](#)
[国民健康保険](#)
[医療費助成](#)

こども

[子育て支援](#)
[少子化対策](#)
[不妊治療](#)
[児童福祉](#)
[児童虐待防止](#)
[児童福祉施設情報\(利用者向け\)](#)
[児童福祉施設情報\(事業者向け\)](#)

高齢者

[高齢者支援](#)
[介護保険](#)
[老人福祉施設情報\(利用者向け\)](#)
[老人福祉施設情報\(事業者向け\)](#)

障害者

[障害者福祉](#)
[自立支援](#)
[障害者福祉関係施設情報\(利用者向け\)](#)
[障害者福祉関係施設情報\(事業者向け\)](#)

社会福祉

[福祉一般](#)
[社会福祉施設情報\(利用者向け\)](#)
[社会福祉施設情報\(事業者向け\)](#)
[援護・義援金](#)
[生活保護](#)

[このページの先頭へ](#)

[プライバシーポリシー](#)・[免責事項](#) [著作権・リンクについて](#) [RSS配信について](#)

埼玉県庁 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 Tel:048-824-2111(代表) [メールでのお問い合わせはこちら](#)

Copyright © 2009 Saitama Prefecture, All rights reserved.



Saitama Prefecture Official Website

初めての方へ サイトマップ 携帯サイト 簡易ページ 文字の大きさ

拡大 標準 縮小



みどり川・再生宣言 緑あふれはこぼれ

埼玉県の紹介



分類でさがす

組織でさがす

カレンダーでさがす

検索

検索の方法

- くらし防災
- 健康福祉
- 経済まわく
- しごと産業
- 観光文化・教育
- 県政情報・統計

トップページ > 分類でさがす > 障害者 > 障害者福祉関係施設情報(事業者向け)

障害者福祉関係施設情報(事業者向け)

総合

[障害者社会復帰・訓練支援センター\(総合リハビリテーションセンター\)](#)

申請・手続き

[事業者指定の手続き\(障害者自立支援課\)](#)

[平成24年度 指定障害福祉サービス事業所 集団指導\(資料\)\(福祉監査課\)](#)

[平成24年度 指定障害福祉サービス事業所 自主点検表\(福祉監査課\)](#)

[平成24年度 実地監査用自主点検表\(障害者福祉施設等\)\(福祉監査課\)](#)

[障害福祉サービス事業所・障害者支援施設に対する助成事業等\(障害者自立支援課\)](#)

[居宅サービスに関する資料\(障害者自立支援課\)](#)

[体制状況一覧\(障害者自立支援課\)](#)

[書面監査用自主点検表\(障害者福祉施設等\)\(福祉監査課\)](#)

[障害福祉サービス事業等の事業開始届\(障害者自立支援課\)](#)

[施設サービスに関する資料\(療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・多機能型・障害者支援施設\)\(障害者自立支援課\)](#)

資格・試験

[埼玉県サービス管理責任者研修\(障害者自立支援課\)](#)

[指定養成研修事業者\(障害者自立支援課\)](#)

制度案内

[障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の指定状況\(障害者自立支援課\)](#)

[地域活動支援センターの県内設置状況\(障害者自立支援課\)](#)

[報酬等の請求\(障害者自立支援課\)](#)

[このページの先頭へ](#)

[プライバシーポリシー](#)・[免責事項](#) [著作権・リンクについて](#) [RSS配信について](#)

埼玉県庁 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 Tel:048-824-2111(代表) [メールでのお問い合わせはこちら](#)

Copyright © 2009 Saitama Prefecture, All rights reserved.

事業PR

健診を受けよう

子育て支援を応援

イクメンの素

関連リンク

[埼玉県ボランティア・市民活動センター](#)
[財団法人 介護労働安定センター埼玉支部](#)

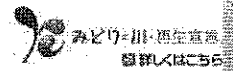
プレビュー表示中

指定日時: 時 分

承認待ちコンテンツの表示 ページ内容をブラウザ全体で表示



初めの方へ サイトマップ 検索サイト 子育てページ 文字の大きさ 拡大 標準 縮小 English 中国語 英語 日本語 Español 音声読み上げ 背景色の変更 白 黒 青



検索 検索の方法 分類でさがす 組織でさがす カレンダーでさがす

トップページ > 組織でさがす > 障害者自立支援課 > 施設サービスに関する資料(療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・多機能型・障害者支援施設)

施設サービスに関する資料(療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・多機能型・障害者支援施設)

施設サービスに関する資料

- ▶ 体制状況一覧
- ▶ 障害児施設給付費請求関係等
- ▶ 精神障害者施設
- ▶ 施設・事業所に対する助成事業等
- ▶ 障害児施設
- ▶ 授産活性化
- ▶ 就労支援
- ▶ 報酬等の請求関係
- ▶ 行政資料等

ここでは、障害者支援施設・障害福祉サービス事業者指定に必要な様式や記入例等を掲載しております。なお、事業所の所在地がさいたま市の場合は、さいたま市の指定となります。申請等の手続きについては、さいたま市役所にお問い合わせください。

指定基準

	指定基準	最低基準	解釈通知
障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準[PDFファイル/498KB]	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準[PDFファイル/299KB]	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について[PDFファイル/742KB]
障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準[PDFファイル/282KB]	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(準備中)	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について[PDFファイル/353KB]

◎訓練・作業室、静養室及び医務室について、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の設備の基準について」[PDFファイル/93KB]

指定申請書類

1. 障害者支援施設・障害福祉サービス事業者指定申請の様式等

指定申請の手引き	申請の手引き[Wordファイル/47KB]
指定申請書(様式1号)・付表	様式[Excelファイル/263KB]・記入例[Excelファイル/325KB]
参考様式	様式[Excelファイル/112KB]・記入例[Excelファイル/159KB](excel)
モデル運営規程	障害福祉サービス事業所[Wordファイル/45KB] 障害福祉サービス事業所(多機能)[Wordファイル/54KB] 障害者支援施設[Wordファイル/62KB] 短期入所[Wordファイル/41KB]
協力医療機関との協定書	協定書(例)[Wordファイル/25KB]
更新用指定申請書	指定更新用様式 [Excelファイル/196KB] ※記入例もこのファイルの中にあります。
変更届出書(様式2~4号)	様式[Excelファイル/40KB] ※変更届に必要な書類一覧[その他のファイル/12KB]
体制等に関する届出書(様式5号)	体制届様式 [Excelファイル/333KB]記入例 [Excelファイル/428KB] ◆平成24年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出について[通知][Wordファイル/75KB] ◆処遇改善(特別)加算 事業所毎に届出書を提出する場合の様式→ 様式(事業所毎用)[Excelファイル/65KB] 事業所を一括して届出書を提出する場合の様式→ 様式(事業所一括用)

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の設備の基準について

平成22年9月15日

埼玉県福祉部障害者自立支援課

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の設備については、「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)」、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)」、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)」及び「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)」及び関係通知等その他の法令の規定によるほか、本基準の定めるところによる。

1 本基準が対象とする障害福祉サービス事業等

本基準が対象とする障害福祉サービス事業等(以下「障害福祉サービス事業等」という。)は、以下のとおりとする。

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び施設障害福祉サービス

2 訓練・作業室について

障害福祉サービス事業等を行う事業所又は施設(以下「事業所等」という。)に設けるべき訓練・作業室は、適切なサービスが提供できる広さとし、その面積は定員1人あたり3.3㎡以上を標準とする。

3 静養室及び医務室について

事業所等には、寝台又はこれに代わる設備を備えた静養室を設けるものとする。

また、医師又は看護職員を置く事業所等には、治療に必要な機械器具等を備えた医務室を設けるものとする。

ただし、静養室及び医務室は、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができるものとする。